

平成 30 年度 会費・入会金について

(平成 30 年度 定時総会 決議 (平成 30 年 5 月 30 日))

1 会 費

(1) 一般会員の会費額及び徴収方法

ア 個人会費 1人あたり年額 12,000円とし、各支部で取りまとめて7月10日までに全納するものとする。

狂犬病予防注射実施者は、会費(事業割)として1頭につき270円を別に定める方法で納入するものとする。

イ 団体会費 1団体あたり年額 60,000円とし、その入会時又は本会からの請求後速やかに全納するものとする。

(2) 賛助会員の会費額及び徴収方法

ア 個人会費 1人あたり年額 10,000円とし、その入会時又は本会からの請求後速やかに年額を全納するものとする。

イ 団体会費 1団体あたり年額 50,000円とし、その入会時又は本会からの請求後速やかに全納するものとする。

2 入 会 金

当会に入会しようとする一般会員並びに賛助会員は、別に定める入会申込書とともに、次の入会金を納入するものとする。

入会金 10,000円